

6-9 育児休業

<h2 style="margin: 0;">育児休業</h2>	<p>1歳に満たない子 (一定の場合においては、1歳6カ月未満の子) を養育する労働者が請求により取得することができる休業</p>
<p>対象外とすることができる労働者</p>	
<p>(1) 日々雇用の労働者 (2) 以下のうち、労使協定によって対象外と定めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 雇用された期間が1年未満の労働者 b. 配偶者が常態として子を養育できる労働者 c. 申出から1年以内に雇用が終了することの明らかな労働者 d. 週の所定労働日数が2日以下の労働者 e. 配偶者でない親が、子を養育できる状態である労働者 	
<p>手続</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、一人の子について一回、一つの連続した期間(申出は1カ月前までに書面等で行う。) (2) 賃金は事業場の賃金規定等の定めによる。(雇用保険から、育児休業給付金として40%-当分の間50%支給があること。) (3) 休業の申出又は取得を理由とする不利益取扱いの禁止 	

一歳未満の子を養育する労働者（男女を問わない）は、一定期間(*)の育児休業を事業主に申し出ることができる（第5条1項）。事業主は、申し出を拒むことはできない（第6条1項）。

育児休業の申し出は、原則として、一人の子について一回、一つの連続した期間とされている。申し出は、(原則)休業開始の1カ月前までに書面等で行う。なお、図表6-10に示すように、一定の範囲の労働者は育児休業の対象から外することができる（一定要件を満たす有期雇用契約者は育児休業の申し出が可能である）。但し、21年改正で、労使協定による専業主婦（夫）除外規定及び内縁の妻等が子を養育できる場合の除外規定は廃止されている（第6条、則7条）。

(*) 育児休業期間は子が出生した日から1歳に達する日（誕生日の前日）までであるが、保育所に入所を希望しているが入所できない場合等の「特に必要と認められる場合」に限っては子が1歳6カ月に達するまで育児休業の取得が可能となった（第5条3項）。父母がともに育児休業を取得する場合、1歳2か月（現行1歳）までの間に、1年間育児休業を取得可能となった（第9条の2）。

育児休業中の賃金は、育児・介護休業法には規定がないから、事業場の賃金規定等の定めによる。ただし、雇用保険から休業開始前賃金の40%（平成21年改正の暫定措置として当分の間、50%）が「育児休業給付金」として支給される。